

物言えぬ天皇

堀口照美の「憲法街道おぼさんのぶらり旅」(連載第2回)

現人神、天皇裕仁の名の下に太平洋戦争が始まりました。戦地では「上官の命令は天皇の命令」と、兵士は理不尽な扱いを受け、良心も人格をも失い、人間としてあつてはならない行為を「正義の戦争のため」と、精神までもゆがめられたあげく、後方支援を絶たれ、飢えと病で「天皇陛下万歳」と死んでいきました。また捕虜となったシベリア抑留者は飢えと寒さで多くは餓死し、運よく帰国できても、「岸壁の母」に歌われているように何年もの間、家族の思いは想像を絶するものがあります。



また引揚者と言われる方々も、生死をかけて帰国してきました。本土では残された家族が焼夷弾の下を逃げまどい、家を焼かれ、家族を失い、行く当てもなく人生を見失った戦争孤児の姿。ガード下の悲しい女性。本土を守るために盾にされた沖縄では、多くの島民が亡くなり、敗戦後は植民地となり、パスポートがなければ行き来できず、今なお基地に苦しんでいます。広島、長崎の原爆による甚大な被害と、今なお続く被爆者の後遺症と差別。

敗戦に伴い、天皇を戦犯として処刑することは、日本人が暴動を起こしかねず、アメリカに対し更に敵意を持ちかねないと懸念し、象徴天皇として生かされ、憲法により国政に参与する権能を有しません。戦争責任の重さを、すべての犠牲者に詫びることも、償うことも許されず、ただ祈ることだけに生かされているのでしょうか。国内外の慰霊塔に献花し、深く頭を垂れ祈る後ろ姿は、「二度と過ちを繰り返さないよう、世界中の人びとを導いて下さい」と願っているように思えます。もし許されるなら、昭和天皇のすべての戦争犠牲者への思いや、敗戦後の生き方、考え方を伝えることで、「過ちを二度と繰り返してはいけない」と伝えたいことでしょうか。失われたすべての尊い命の一人一人に詫びることはできなくても、平和を願い行動することの象徴として天皇家があるのなら、失われた命の数だけ日にちが過ぎれば、天皇家の負の遺産も真の遺産として許される日がくるのではないのでしょうか。

核兵器廃絶を訴え、ノーベル平和賞を受けたアメリカのオバマ大統領と被爆者が、原爆ドームの前で抱き合う姿に世界の人びとは感動しましたが、安倍首相は、平和を誓った舌の根も乾かぬうちに、世界で唯一の被爆国日本の被爆者が訴え続けた「核兵器禁止条約」に、アメリカと日本が反対し、憲法9条をなくそうとしていることを、天皇陛下は何と申すのでしょうか。奇しくも10月27日に亡くなられた三笠宮様が、「今もなお良心の呵責にたえないのは、戦争の罪悪性を十分に認識していなかったことです」と述懐しています。昭和天皇も三笠宮様も平和を願っておられるのです。8月、天皇陛下がお気持ちを話されたことは、天皇の人権宣言のように聞こえました。

安倍晋三に喝！！

日本国憲法 第一章 天皇

第一条【天皇の地位・国民主権】天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第三条【天皇の国事行為に対する内閣の助言と承認】天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負う。

第四条【天皇の権能の限界、天皇の国事行為の委任】①天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない。②天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

判決

玉城 洋子

沖縄の基地の歴史も戦争も顧みぬ「判決」外を風の

号外は「辺野古訴訟県敗訴」心乱れて風に千切れて

愛さんのガンバローの若き声空を轟き雨の落ち来る

愛さん・琉球シーلزの玉城愛さん

ちよちよとは信じていたさ私も浅はかでした 多見谷裁判長

鵜頭が赤く赤く立ち上る沖縄の歴史を地よりにしませ

どこまで沖縄を痛めつければ気がすむのか！

9月16日、沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設をめぐる翁長雄志知事が辺野古沿岸部の埋め立て承認取り消しの撤回に従わないのは違法だとして、国（原告・国土交通大臣 石井啓一（公明党））が訴えた訴訟で（被告・沖縄県知事 翁長雄志）、福岡高裁那覇支部は、国側の主張を全面的に追認する判決を出しました。岡田正則・早稲田大学大学院法務研究科教授は、「本判決は、おそらくほとんどの法律家の目から見ると、信じがたい判断の羅列である」と批判し、「国防・外交事項なのだから、県知事は大臣の指示に従え」という地方自治じゅうりんの考えなど、「最高裁において必ず是正しなければならない判決だ」と断定しています。（「辺野古訴訟で問われる日本の法治主義と地方自治」『世界』）

5月にはるばる岩岡まで来て、沖縄の現状をお話し下さった歌人・玉城洋子さんの短歌が掲載されていましたので紹介します。（10/16 付赤旗）

10月18日、東村高江でオスプレイパッド（着陸帯）建設に反対する住民に、大阪府警の機動隊員が「土人」「シナ人」と暴言を吐きました。沖縄の人々の人格を根底から踏みにじる、侮辱罪など刑事処罰の対象にもなり得るこの言動に対し、松井大阪府知事はツイッターに「一生懸命命令に従い職務を遂行していたのがわかりました。出張ご苦労様」と投稿しました。

11月8日には、こともあろうに鶴保庸介・沖縄北方担当相が『土人』ということが差別だとは断定できない」と参院内閣委員会で発言しました。沖縄の担当相として差別発言を事実上正当化するものです。沖縄タイムスは、「沖縄担当相としての資質以前に、政治家としての人権感覚を疑わざるを得ない」と強く批判しています。

■新年会のお知らせ

とき：2017年1月27日（金）11:00～ ところ：杉繁 参加費：1,200円
大勢のご参加をお待ちしています。参加ご希望の方は、事務局またはお近くの世話人までお知らせ下さい。

■今年も「みんななかよし 2017憲法9条カレンダー」（写真・岩合光昭）の販売に取り組んでいます。ご購入いただける方は事務局までご連絡下さい。（1,200円＋税）申し込み締め切り11月末。

報告「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」は、137筆を原水爆禁止日本協議会に送りました（10/15）。ご協力有り難うございました。この署名は引き続き取り組みます。

「戦争法の廃止を求める統一署名」（2000万署名）は、総計1580万筆（「憲法9条の会・岩岡」分、632筆）になりました。ご協力有り難うございました。

たまき・ようこ 1944年沖縄県生まれ。紅短歌会代表。歌誌『くれない』発行。歌集『紅い潮』『浜屋顔』『花染手巾』ほか



第103回世話人会

と き: 2016年11月18日(金)13:30～ ところ: 岩岡連絡所多目的ホール(大)

2016年度の会の活動、10周年記念行事について話し合います。

どなたでもご参加下さい。

「憲法9条の会・岩岡」事務局 白井篤子 ☎967-2758